

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（仮称）の概要

1. 改正の背景

- 令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされている。
- これを踏まえ、今般、国民や事業者等に対して押印を求めている手続に関して押印を不要とするため、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則（昭和六十三年通商産業省令第八十号）の様式について所要の規定の整備を行う。
 - ※ 所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの。

2. 改正の概要

- 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則のうち、令和3年1月1日に施行となる特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年経済産業省令第七十三号）において、改められる又は加えられることとなっている以下の様式について、押印を求める規定を削除するとともに、当該規定の削除に伴う所要の規定の整備を行う（※）。
 - 様式第8
 - 様式第8の2
 - 様式第9
 - 様式第9の2
 - 様式第10
 - ※ 特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則のうち、上記を除く様式については、「押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係省令の一部を改正する省令案（仮称）」において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続に関して押印を不要とするための所要の規定の整備を、令和2年12月中に行う予定である。
- 改正省令の施行後においても、一定期間、旧様式を引き続き使用することができるように、経過措置を設ける。

3. 今後の予定

令和2年12月下旬に改正省令を公布、令和3年1月1日に改正省令を施行予定。